

事業主様

(公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部

特殊健康診断・じん肺健康診断の実施について

日頃から格別のご協力をいただき、有難うございます。

さて、労働安全衛生法に基づく令和5年度後期特殊・じん肺健康診断を（一財）京都工場保健会に依頼して下記により実施致します。

該当する業務に従事する労働者にはもれなく受診されますようご案内申し上げます。

なお、「溶接ヒューム」も法令改正により、特定化学物質健診の対象となっておりますのでご留意下さい。

お申込みは、**11月1日(水)**までに添付の申込書をFAXでお送り下さい。

※受診者名簿には必ず物質名を記載ください。(今回から申込書式が変更になっておりますのでご留意下さい。)

(公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部

〒624-0023 舞鶴市字上安久小字安久谷原381-2

電話0773-75-4731

FAX0773-75-477

(記)

1. 健診日程表

健診会場	月 日	受付時間	受診項目
舞鶴港湾労働者福祉センター 2階（舞鶴市松陰19-6） （電話 0773-75-4743）	12月 5日（火）	8：00～11：30	有機溶剤・鉛・特化物
	12月 5日（火）	13：00～15：30	<u>じん肺</u> ・有機溶剤・鉛・特化物

※ じん肺健診は、12月5日(火) 時間は 13:00～15:30のみです。

2. 健診料金（基本料金と追加項目料金を合わせた金額が特殊健康診断の費用となります。）

	特殊健診項目	対象物質名	会員新料金 (税込)	非会員新料金 (税込)
基本料	有機溶剤健診基本料		¥4,532	¥5,038
	特定化学物質健診基本料			
	交代勤務健診			
	じん肺健診	じん肺管理Ⅰ、初回者（溶接、研磨等作業）1回／3年	¥5,236	¥5,742

追加項目料金	有機溶剤健診： 代謝物1つあたり	トルエン、キシレン、尿中馬尿酸	¥2,233	¥2,233
	特定化学物質健診 代謝物1つあたり	エチルベンゼン、尿中マンデル酸、 スチレン等	¥2,233	¥2,233
	特定化学物質健診： 分析の異なる 代謝物1つあたり	メチルイソブチルケトン、トリクロルエチレン、 N,N-ジメチルホルムアミド、 ノルマルヘキサン等	¥5,500	¥5,500
	有機・特化 (血液検査)	クロロホルム、1・4ジオキサン、 ジクロロメタン、トリクロルエチレン、 パークレン、ジフェニルメタン、 スチレン、ベンゼン等	¥2,618	¥2,618
	鉛健診	鉛	¥7,282	¥7,282
	肺機能検査	じん肺Ⅱ以上 1回/年 (非粉じん 作業は1回/3年)	¥2,090	¥2,090
	溶接ヒューム マンガン	握力	¥418	¥418

※ 受診料の請求書は健診結果に同封して送付致します。現金又は、振込（手数料事業所負担）でお支払下さい。

3. その他

(1) 特殊健康診断をしなければならない業務・対象労働者。

- 1) 労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤の屋内での取扱い業務（塗装、払拭洗浄等）に常時従事する労働者。健診は6か月以内ごとに1回、定期に実施。
- 2) 労働安全衛生法施行令別表4に掲げる鉛を取扱う業務（ハンダ付、鉛の溶融等）に常時従事する労働者。健診は業務により6か月あるいは1年以内ごとに1回、定期に実施。
- 3) 労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる特定化学物質（第一類・第二類物質等）を取扱う業務に従事する労働者。健診は6か月以内ごとに1回、定期に実施。
- 4) じん肺法施工規則別表に掲げる粉じん（石綿を除く）の作業に常時従事する労働者。健診は3か年以内に1回、定期に実施（仮称：じん肺1次健診と呼ぶ）。但し、じん肺管理区分が管理2、又は管理3の労働者には1年以内に1回、定期に実施（仮称：じん肺2次健診と呼ぶ）。（さらに、過去に常時粉じん作業に従事させたことのある労働者への健診規定もあり。）

(2) 健康診断受診の有機溶剤・化学物質については、京都工場保健会までお尋ねください。

TEL 0774-48-1270 担当 芦田 英太 様

(3) 特殊健康診断申込書の電子版（エクセル）を希望される場合は、下記の舞鶴支部事務所のメールアドレスにその旨お申し込みください。添付ファイルで送付させていただきます。

舞鶴支部のE-mail：maiduru-roukikyokai@nike.eonet.ne.jp

(4) 今年度は申込書を紙ベースで同封しておりますが、来年以降の申込書につきましては舞鶴支部のホームページよりダウンロードし申し込み頂きますようお願い致します。